

公益社団法人 福岡県鍼灸マッサージ師会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人福岡県鍼灸マッサージ師会(以下、本会とする。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目5番12号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的と規律)

第 3 条 はり・きゅう術、あん摩マッサージ指圧術の普及啓発と学術振興及び、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の知識と技能を高め、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の資質の向上を図ることを通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に貢献し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 本会は、代議員総会が別に定めた倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前項に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公益目的事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) はり・きゅう術、あん摩マッサージ指圧術の普及啓発及び治療奉仕に関する事業
- (2) はり・きゅう術、あん摩マッサージ指圧術の各種健康保険の取扱いの普及に関する事業
- (3) はり・きゅう術、あん摩マッサージ指圧術の学術振興とはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の知識と技能を高め、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の資質の向上に関する事業
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福岡県において行うものとする。

(その他の事業)

第 5 条 本会は、公益事業の推進に資する会員のために、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助と福祉増進を推進する事業
- (2) その他前各号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第 6 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 会 員

(会員の種別)

第 7 条 本会の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 正 会 員 はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の何れかの国家資格を有し、福岡県内で施術所を開設している者で（以下、有資格者とする。）、本会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 準 会 員 次項で規定する地域師会の構成会員であり、本会の目的に賛同し正会員に準じて入会した者
 - (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (4) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者で代議員総会で承認された者
- 2 本会の社員は、福岡県内の各地域毎に会員で組織された各地域鍼灸マッサージ師会（以下、地域師会とする。）を福岡地区、筑豊地区、筑後地区、北九州地区に区分し、この各地区毎に概ねその正会員数 20 名につき 1 名の割合で選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。なお、端数の取扱いについては理事会で別に定める。
- 3 代議員を選出するため、前項各地区ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は、代議員総会において別に定める施行規則による。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第 16 条第 1 項に規定する定期代議員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更〔法人法第 146 条〕についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期代議員総会の終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第 8 条 本会の正会員又は準会員あるいは賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、代議員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会手数料及び会費)

第 9 条 名誉会員を除く会員は、代議員総会において別に定める入会手数料及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(辞任及び退会)

第 10 条 代議員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。なお、代議員である正会員が退会した場合は、その代議員資格を喪失する。

(除名)

第 11 条 代議員が次の各号の一つに該当する場合は、代議員総会において総社員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき（以下、特別決議という。）、除名することができる。この場合において、当該代議員に対し、当該代議員総会の日から 1 週間前までに除名する旨を通知し、かつ、代議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会の秩序を乱したとき

- (4) 代議員総会の議決事項に違反したとき
 - (5) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、当該代議員に対し通知するものとする。
- 3 会員の除名については、本条の規定を準用する。

(会員の資格喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、代議員は次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (3) 正当な理由なくして 1 年以上会費等を滞納したとき
 - (4) 地域師会の会員資格を失ったとき
- 2 会員の資格喪失については、前項の規定を準用する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第 4 章 代議員総会

(構成)

第 14 条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 代議員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 入会の基準並びに会費等の金額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告(貸借対照表及び正味増減計算書並びに付属明細書等)の承認
- (5) 代議員及び会員の除名
- (6) 理事及び監事等の活動費及び職務費用の額又はその規定
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併又は事業の全部譲渡
- (9) 公益目的事業の一部又は全部の廃止
- (10) 理事会において代議員総会に付議した事項

- (11) 不可欠特定財産の処分の承認
 - (12) 前各号に定めるもののほか、法に規定する事項およびこの定款で定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の代議員総会においては、第 17 条第 4 項の書面に記載した代議員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第 16 条 定期代議員総会は、毎年 1 回 4 月に開催する。

- 2 臨時代議員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - (2) 第 17 条第 2 項に定める代議員から招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 17 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時代議員総会を開催しなければならない。
- 4 代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、代議員総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 代議員総会の議長及び副議長は、その代議員総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 代議員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 20 条 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(議決)

第 21 条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 代議員及び会員の除名
 - (3) 監事の解任
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における、第19条及び第21条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は代議員が、代議員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第23条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(代議員規則)

第24条 代議員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員総会が別に定める施行規則による。

第5章 役員等

(種別及び定数)

第25条 本会に、次の役員を置く。

理事 10名以上30名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち10名以内を業務執行理事とすることができる。
- 5 監事のうち、1名は会員外とすることができる。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、代議員総会の決議により選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。

3 会長は、前項で選定された業務執行理事より副会長を指名することができる。ただし、副会長は4名以内とする。

4 理事会は、第2項で選定された業務執行理事より、常務理事を選任することができる。常務理事は総務部長及び財務部長とする。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) 本会の業務及び財産並びに会計の状況を監査すること

(3) 理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を代議員総会に報告すること

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい

損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 理事又は監事は、代議員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(活動費及び職務費用)

第 31 条 役員には、その職務執行の対価として活動費を支給することができる。この額については、代議員総会が別に定める施行規則による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この費用の算定については、代議員総会が別に定める施行規則による。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 45 条に定める施行規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 33 条 本会は、理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役および顧問)

第 34 条 本会に、任意の機関として、相談役 1 名、顧問及び参与若干名をおくことができる。

- 2 相談役及び顧問並びに参与は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 相談役及び顧問並びに参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べるることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 本会に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 代議員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (5) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (6) 重要な財産の処分又は譲受け
 - (7) 長期又は多額の借財
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 長期又は多額の借財
 - (3) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 内部管理体制の整備
 - (5) 第 33 条第 1 項の責任の免除
 - (6) 重要な職員の任免

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定期理事会は、毎年度 4 月、6 月、9 月、3 月の 4 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

4 理事会は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等、情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によっても開催することができる。

（招集）

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第40条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事及び監事がオンライン会議システムによる参加の場合、出席とみなし、理事は議決権を有する。

（決議）

第41条 理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（決議の省略）

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合

においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名もしくは記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項及びその他運営に関する詳細事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、施行規則による。

第 7 章 財産及び会計

(財産及び会計の管理・運用)

第 46 条 本会の財産及び会計の管理・運用は、財務担当執行理事が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める。

(事業計画及び予算)

第 47 条 本会の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の前日までに常務理事が必要書類を作成し、理事会の議決及び承認を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。また同事業年度の代議員総会にて報告するものとする。

2 第 1 項の事業計画書及び予算書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期代議員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属書類

(6) 財産目録

2 前項の事業報告及び決算財務諸表等については、毎事業年度の経過 3 ヶ月以内に行政庁

に提出しなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 定款
- (4) 社員名簿（代議員名簿）
- (5) 会員名簿

(会計原則)

第49条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、代議員総会において、特別決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 本会は、代議員総会において、特別決議により、他の法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第52条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員総会において、特別決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、代議員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、代議員総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報保護など

(情報公開)

第 55 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める文書管理及び情報公開に関する規程による。

(個人情報の保護)

第 56 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護に関する規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条 本会事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 施行規則
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 理事及び監事の名簿
- (5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 代議員総会、理事会の議事に関する書類
- (7) 財産目録
- (8) 理事及び監事等の活動費及び職務費用を定めた規定
- (9) 事業計画及び予算書
- (10) 事業報告及び計算書類等
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

(公告)

第 58 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による他、電子公告も併用する。

第 10 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、理事会の議決によって執行する。

付則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、要 信義 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後の最初の代議員は、第 7 条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

平成 24 年 3 月 22 日認定

平成 24 年 4 月 1 日登記

平成 28 年 4 月 24 日変更

平成 29 年 4 月 23 日変更

令和 3 年 4 月 25 日変更

これは、当法人の現行定款に相違ない。

令和 3 年 4 月 26 日

法人名 公益社団法人 福岡県鍼灸マッサージ師会

代表理事 古賀 慶之助

